

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質等の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）	—、〇〇〇
(2) ノルマルオクタランチオール	〇—、〇〇
(3) ノルマルドデカランチオール	〇—、〇〇

二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アマナズナ種子油	—
(2) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物	—
(3) アルカン（イソアルカン及びノルマルアルカンを含む炭素数が十から十七までのものの混合物に限る。）	—

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アマナズナ種子油	—

(4) アルカン（炭素数が五から七までのものの混合物）（炭素数が六及び七のものの混合物を除く。）に限る。

(5) イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼン、ホルン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。

(6) エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物

(7) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）

(8) 三（三・五ジターシャリブチルアルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。）

(9) ジプロピレングリコールジベンゾアト（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。

(10) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）

(11) 大豆油脂脂肪酸メチルエステル

(12) テレフタル酸ジエチルヘキシル

(13) トール油のナトリウム塩

(14) ナトリウムメトキシド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるもの（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。）に限る。

二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五

(2) イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼン、ホルン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。

(3) エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物

(4) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）

(5) 三（三・五ジターシャリブチルアルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。）

(6) ジプロピレングリコールジベンゾアト（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。

(7) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）

(8) 大豆油脂脂肪酸メチルエステル

(9) テレフタル酸ジエチルヘキシル

(10) トール油のナトリウム塩

(11) ナトリウムメトキシド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるもの（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。）に限る。

二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五

(15)	ナフタレン（粗製のものに限る。）	二五
(16)	ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が十及び十一のもの）を除く。）に限る。）	一
(17)	ビペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	二五
(18)	ぶどう油	---
(19)	ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）	---
(20)	ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液	---
(21)	ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。）	一〇

三 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(1)	物質 アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	係数 〇
(2)	エチルターシャリペンチルエーテル	〇
(3)	シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩	〇
(4)	ポリ（L アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。）	〇
(5)	マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合	〇

(12)	ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が十及び十一のもの）を除く。）に限る。）	---
(13)	ぶどう油	---
(14)	ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）	---
(15)	ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液	---
(16)	ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。）	一〇

二 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(1)	物質 アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	係数 〇
(2)	エチルターシャリペンチルエーテル	〇
(3)	ポリ（L アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態）で輸送されるものに限る。）	〇
(4)	マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合	〇

(6) している状態で輸送されるものに限る。
 一 無水マレイン酸及びプロパニエン
 液 一 スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶

○

四 令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○

(5) している状態で輸送されるものに限る。
 液 一 無水マレイン酸及びプロパニエン
 一 スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶

○

三 令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○

未査定液体物質を査定した件（平成十九年九月環境省告示第八十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。）別表第一第二号イに掲げるY類物質と同程度に有害である物質は、ジシクロヘキシルアミンとし、同表各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、二十五とする。

現 行

一 海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。）別表第一第二号イに掲げるY類物質と同程度に有害である物質は、ジシクロヘキシルアミンとし、同表各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、二十五とする。

二 海洋環境の保全の見地から令別表第一第三号イに掲げるZ類物質と同程度に有害である物質は、ポリオキシエチレンアルキレンエーテル（分子量が千以上のもの及びその混合物に限る。）とし、同表各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、○とする。